

## 議第九十九号

### 岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年九月十八日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

### 岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の項中第四号及び第五号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 二十歳未満の者を扶養している者（配偶者のない者に限る。）又はその被扶養者（二十歳未満の者に限る。）に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一一の項第六号中「東日本大震災その他の」、「幼稚園、」及び「幼児、」を削り、「授業料等」を「授業料」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを削り、同表二の項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、第七号を第四号とする。

別表第二一の項第一号中「第八号」を「第七号」に、「生活保護法に」を「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同項第三号中「第三号及び第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次のように加える。

3 別表第一一の項第三号に掲げる事務	児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの
--------------------	------------------------

別表第二二の項中「及び第三号から第五号まで」を削る。

別表第三一の項中「一 知事」を「知事」に、「から第三号まで」を「第二号」に、「第七号」を「第四号」に改め、同表二の項を削る。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提 案 説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、  
所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。